○防衛省告示第百十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月十五日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年四月二十二日及び同月二十三日（予備、同月二十日、同月二十一日及び同月二十四日から同月二十六日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(キ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦艇　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十五日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福島市松川町浅川字羽山岳二番四から同市大森字西ノ内七一番五まで	前	二二・二五～一一六・一〇メートル　六・三七六キロメートル
	後	三五・九九～一四二・七一メートル　六・三七六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、令和八年三月二十六日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

令和八年四月十五日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

建築基準法第68条の25第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：流量調整嫌気ろ床生物ろ過循環方式

製造者の住所・氏名	工場の所在地及び名称	認定番号	浄化槽の名称
大阪府大阪市浪速区敷津東１丁目２番47号　㈱クボタ 代表取締役　花田　晋吾	茨城県北茨城市磯原町上相田1099―46　日東電気㈱　磯原工場	6―26―H―001	クボタ浄化槽　ＫＥＳ－１Ａ型
		〃	〃　ＫＥＳ－１Ｂ型
		〃	〃　ＫＥＳ－２Ａ型
		〃	〃　ＫＥＳ－２Ｂ型
		〃	〃　ＫＥＳ－３Ａ型
		〃	〃　ＫＥＳ－３Ｂ型
	栃木県日光市足尾町4447番地　足尾化学工業㈱		
	滋賀県甲賀市水口町下山40―１　㈱吉中化成		
	沖縄県うるま市具志川3445番地　㈲三和工業		
	福岡県宮若市上有木95番地　㈱協立　九州工場		

国会事項

衆議院

議事日程

四月十四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第八号

令和八年四月十四日（火曜日）

午後一時開議

第一　旅券法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

一　防災庁設置法案（内閣提出）及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）の趣旨説明

参議院

議案付託

四月十三日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五一号）

内閣委員会に付託

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）

法務委員会に付託

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五二号）

環境委員会に付託

質問主意書転送

四月十三日次の質問主意書を内閣に転送した。

生殖補助医療に係る保険適用の回数制限緩和に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第二九号）

原子力発電所の再稼働及び使用済核燃料の管理に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三〇号）

原子力事業者における内部通報制度及び公益通報者保護制度に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三一号）

浜岡原子力発電所における基準地震動策定に係る不適切事案に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三二号）

人事異動

法務省

日本司法支援センター理事長に任命する　白石　史子

検事兼法務事務官　小川　貴裕

法務事務官　熊谷　卓

同　服部　弘幸

令和八年度司法書士試験委員に併任する

併任の期間は令和八年十一月三十日までとする

（各通）

検事　加藤　和輝

令和八年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する

併任の期間は令和八年十一月三十日までとする

法務事務官　河瀬　貴之

同　希代　浩正

令和八年度司法書士試験委員の併任を解除する

（各通）

検事　竹下　慶

令和八年度司法書士試験委員（筆記試験担当）の併任を解除する